

船舶事故調査報告書

令和7年3月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和5年2月17日 01時10分ごろ
発生場所	宮城県石巻市金華山南方沖 金華山灯台から真方位171° 8.7海里（M）付近 （概位 北緯38° 08.0′ 東経141° 36.8′）
事故の概要	漁船第五十七久丸 ^{ひさ} は、操業中、乗組員がサイドローラーに巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	令和5年3月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五十七久丸、19トン MG2-5598（漁船登録番号）、個人所有 18.95m（Lr）×4.85m×1.78m、FRP ディーゼル機関、890.00kW、平成9年2月18日 第210-43523号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年2月10日 免許証交付日 平成30年12月19日 （令和6年9月30日まで有効） 乗組員A 67歳
死傷者等	死亡 1人（乗組員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	本船は、船長及び乗組員Aほか4人が乗り組み、いわし ^{ぼろうけあみ} 棒受網漁を行う目的で、令和5年2月16日15時00分ごろ、宮城県女川町女川漁港を出港した。（写真1参照）



写真1 本船

本船は、17時00分ごろ、金華山南方沖の漁場に到着後、船長が操舵室で操業及び操船指揮に当たり、上甲板の乗組員と共に操業を開始し、17日00時50分ごろから4回目の投網を行った。

船長及び乗組員は、集魚灯を用いて集魚を行った後、01時00分ごろ、本船の左舷船縁上に設置した‘円柱型合成ゴムを回転させて漁網を船内に取り込むサイドローラー’（以下「本件ローラー」という。）を使用して網の揚収を開始した。

船長は、操舵室左舷側の窓から手を出して操舵室外壁左舷側に設置されている‘本件ローラーの制御レバー’（以下「本件レバー」という。）の操作に当たり、乗組員が左舷船縁付近において、‘回転する本件ローラー上に巻き揚げられた漁網を両手で掴んで引きながら上甲板上に折り重ねて置く作業’（以下「本件作業」という。）を行った。

船長は、乗組員に巻き揚げた漁網を左舷中央に集めさせるとともに、乗組員Aには本件作業を続けさせ、他の乗組員4人には前部甲板で漁獲物の揚収作業に当たらせた。（図1参照）

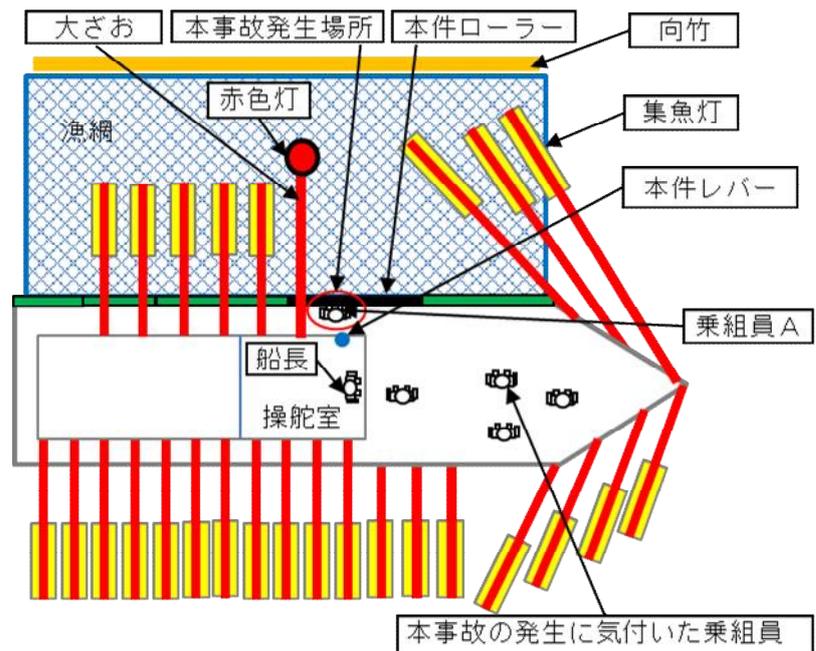


図1 乗組員配置状況図

船長は、前部甲板の作業状況や航海計器に目を向けていたところ、01時10分ごろ、前部甲板で作業中の本事故の発生に気付いた乗組員から大声で乗組員Aが本件ローラーに巻き込まれた旨を伝えられて本事故の発生に気付き、直ちに本件レバーを操作して本件ローラーを停止した。

(写真2、3 参照)



写真2 乗組員Aの左腕が肩まで巻き込まれた状況（推測される事故状況の再現）



写真3 本件レバー

船長は、本件ローラーを停止させた後に逆転させ、他の乗組員4人が漁網と一緒に左腕が巻き込まれている状態の乗組員Aを本件ローラーから外した後、救助した。

本船は、操業を中止し、船長が海上保安庁に本事故の発生を通報した。

本船は、01時20分ごろ女川漁港に向けて帰航を開始し、03時20分ごろ同漁港に帰港した。

乗組員Aは、救急隊によって死亡が確認された後、石巻市内の医院の医師により、死因が心臓損傷と検案された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

甲板上約0.75mのブルワーク上端から上方に約0.1mの隙間を設けて設置された本件ローラー（直径約0.15m、長さ約4.5m）は、海中の漁網の引揚げを補助するための油圧駆動の漁労機器で、回転方向と速度を本件レバーで制御するようになっていた。（図2参照）

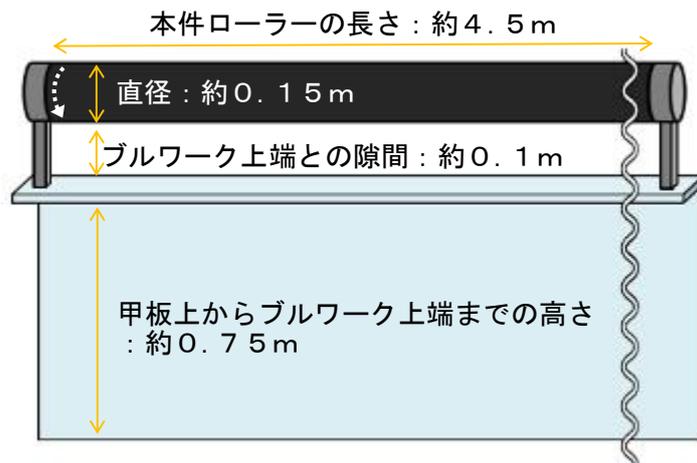


図2 本件ローラーの設置状況（船内側から見た図）

本件ローラーは、巻き込むとき、船首方に向かって右回転しており、本件作業で引き揚げられた漁網が本件ローラーに巻き付いて本件ローラーの下側から船外に巻き出される状況となることもあった。

本船の乗組員は、ふだん、本件作業で漁網が本件ローラーに巻き付いて、本件ローラーの下側から船外に巻き出され始めた際、口頭で巻き付いた旨を船長に伝え、本件ローラーを停止させることもあったが、本件ローラーを作動させた状態で本件作業を続けることがあった。

乗組員Aは、ふだん漁網が本件ローラーに巻き付いて、本件ローラーの下側から船外に巻き出され始めた際、本件ローラーに巻き付いた漁網の下側部分を手で掴んで強く引き戻すことで漁網の巻き付きを解消することがあった。

船長は、乗組員Aが、本事故当時、本件ローラーに漁網が巻き付い

て、本件ローラーの下側から船外に巻き出され始めた際、巻き付いた旨を船長に伝えずに、巻き付いた漁網の下側部分を手で掴んで引き戻していたのではないかと思った。(図3参照)

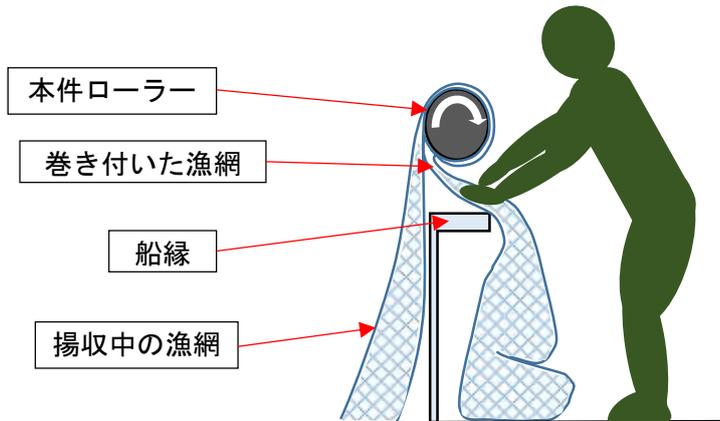


図3 乗組員Aが本件ローラーに巻き付いた漁網を引き戻している状況(概要)

船長は、漁網が本件ローラーに巻き付いた際、乗組員に対し、巻き付いた旨を船長に伝え、本件ローラーを停止させるよう指導を行っていたものの、これまでも手を巻き込まれる等の事故がなかったため、本件ローラーを作動させた状態でも危険はないと思い、乗組員への周知及び指導を徹底していなかった。

乗組員Aが巻き込まれる状況を目撃した者はいなかった。

乗組員Aは、令和5年2月から本船に乗船して棒受網漁を手伝うようになり、本事故当時が4回目の出漁であった。

乗組員Aは、本事故当時、ゴム製カップの上下を着用し、ゴム手袋を装着し作業を行っていた。

運輸安全委員会ダイジェスト第33号(令和元年8月発行)^{*1}には、平成25年から令和元年8月までの調査報告書で公表された巻き込まれ事故の約7割が、漁具等の揚収中に発生していると記載されている。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象の関与
判明した事項の解析

不明
なし
なし

乗組員Aの死因は、心臓損傷であった。

本船は、金華山南方沖において本件作業中、巻き揚げた漁網が本件ローラーに巻き付いて本件ローラーの下側から船外に巻き出され始めた状況下、乗組員Aが、本件ローラーへの巻き付きを解こうとした

^{*1} 運輸安全委員会ダイジェスト第33号「漁船の安全運航のために ～漁労中の揚網機等への巻き込まれ事故防止～」

https://jtsb.mlit.go.jp/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/pdf/jtsbdi-No33_all.pdf

	<p>際、漁網が巻き付いた旨を船長に伝えて事前に本件ローラーを停止させなかったことから、漁網と共に左腕が回転している本件ローラーとの間に巻き込まれ、死亡したものと考えられる。</p> <p>乗組員Aは、漁網が巻き付いた旨を船長に伝えずに、作業を続けることがあったことから、巻き付いた漁網の下側部分を手で掴んで強く引き戻すことで、漁網の巻き付きを解こうとした可能性があると考えられる。</p> <p>乗組員Aが本件ローラーに巻き込まれた状況については、目撃者がおらず、乗組員Aが本事故で死亡したことから、乗組員Aの意図を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、漁網が本件ローラーに巻き付いた際、乗組員に対し、巻き付いた旨を船長に伝え、本件ローラーを停止させるよう指導を行っていたものの、これまでに手を巻き込まれる等の事故がなかったことから、本件ローラーを作動させた状態で本件作業を行っても危険はないと思ひ、乗組員への周知及び指導を徹底していなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、航海計器や前部甲板の作業状況に注意を向けていたことから、本件ローラー及び乗組員Aから目を離し、乗組員Aが本件ローラーに巻き込まれた状況に気付くのが遅れたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が金華山南方沖において本件作業中、乗組員Aが、本件ローラーへの漁網の巻き付きを解こうとした際、漁網が巻き付いた旨を船長に伝えて事前に本件ローラーを停止させなかったため、本件ローラーに巻き付いた漁網の下側部分を手で掴んで強く引き戻したことで、左腕が回転している本件ローラーとの間に巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員は、揚網作業中、サイドローラーに漁網が巻き付いたことを認めた場合、直ちに、サイドローラーの操作員と連絡を密に取り、同サイドローラーを停止させてから巻き込まれた漁網を外すこと。 ・サイドローラーを使用して揚網作業を実施する漁船の船長は、巻き込まれ事故の危険性や事故防止について、ふだんから乗組員に対し指導すること。 ・サイドローラーを操作する者は、作業中の安全監視に専念し、乗組員が漁網等に巻き込まれた際は、速やかに、サイドローラーを停止すること。 ・漁船の甲板作業の安全管理のために、船長を補佐する人的体制を構築することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

